

入園料・保育料への補助金の計算方法

計算例 1 新入園児

在園期間：4月1日～3月31日（12か月間）

私学助成園の新入園児、入園料 120,000 円、月額保育料 30,000 円を支払った場合の補助金

① 入園料に対して、60,000 円を上限に「入園料補助金」がでます。

入園料 120,000 円 > 入園料補助上限 60,000 円のため、入園料補助金 60,000 円

※以前に中野区の私立幼稚園入園料補助金または入園時特定負担額補助金を受け取っている方は、入園料補助金の対象外のため、①の入園料補助金は 0 円で計算してください。

② 入園料の残額（入園料から入園料補助金を引いた額）を在園月数で割った額 + 保育料に対して、月額 25,700 円を上限に「施設等利用費」がでます。

入園料残額 60,000 円 / 在園月数 12 か月 + 月額保育料 30,000 円 = 35,000 円

35,000 円 > 施設等利用費上限額 25,700 円のため、

施設等利用費 25,700 円/月

35,000 円 - 25,700 円 = 9,300 円・・・月額保育料の残額

③ 月額保育料の残額に対して月額 12,000 円を上限に「保護者補助金」が出ます。

9,300 円 < 保護者補助金限度額 12,000 円のため、

保護者補助金 9,300 円/月

幼稚園の補助額合計 = 35,000 円

④ ②, ③の合計が毎月の補助額です。

25,700 円 + 9,300 円 = 35,000 円/月

※幼稚園類似施設は②, ③の合計額が保護者補助金として支払われます。

計算例 2 進級児の場合

私学助成園の進級児、月額保育料 40,000 円を支払った場合の補助金

① 「保育料」に対して月額 25,700 円を上限に「施設等利用費」が出ます。

保育料 40,000 円 > 施設等利用費上限額 25,700 円のため、

施設等利用費 25,700 円

40,000 - 25,700 円 = 14,300 円・・・月額保育料の残額

② 月額保育料の残額に対して月額 12,000 円を上限に「保護者補助金」が出ます。

14,300 円 > 保護者補助金限度額 12,000 円のため、

保護者補助金 12,000 円/月

③ ①, ②の合計が毎月の補助額です。

25,700 円 + 12,000 円 = 37,700 円/月

※幼稚園類似施設は②, ③の合計額が保護者補助金として支払われます。

預かり保育料への補助金の計算方法

計算例 1 在園している幼稚園の預かり保育のみ利用した場合

4月に預かり保育を15日利用し、利用料が13,500円だった場合。(ひと月ごとに計算します。)

※新3号認定児童と、満3歳児クラスかつ課税世帯の預かり保育補助対象となる場合は上記全ての11,300円を16,300円に読み替えます。

① 利用日数 × 日額単価 450 円を計算。

$$450 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 6,750 \text{ 円}$$

② 利用金額と①を比較して低い方を求める。

$$\text{利用金額 } 13,500 \text{ 円} > \text{①} 6,750 \text{ 円}$$

③ 月額上限額と②を比較して低い方が4月の補助額です。

月額上限額 11,300 円 > 6,750 円のため、

4月の預かり保育料補助金 6,750 円/月

計算例 2 認可外保育施設等を利用した場合

4月に幼稚園の預かり保育を15日利用し、利用料13,500円を支払い、さらに認可外保育施設等を利用し利用金額が10,000円だった場合。(ひと月ごとに計算します。)

※在園する幼稚園の提供する預かり保育料が一定水準未満の場合のみ適用

※新3号認定児童と、満3歳児クラスかつ課税世帯の預かり保育補助対象となる場合は上記全ての11,300円を16,300円に読み替えます。

※満3歳児クラスかつ課税世帯の場合、併用分の補助は幼稚園型一時預かりを利用した場合のみ対象です。

① 計算例1に基づき、幼稚園の預かり保育料補助額を求める。

$$\text{幼稚園の預かり保育補助額} = 6,750 \text{ 円}$$

② 月額上限額と①の差額を求める。

$$\text{月額上限額 } 11,300 \text{ 円} - 6,750 \text{ 円} = 4,550 \text{ 円} \cdots \text{月額預かり保育料残額}$$

③ 月額預かり保育料残額と認可外施設等の利用金額を比較して低い方を求める。

月額預かり保育料残額 4,550 円 < 10,000 円のため、

認可外補助額は 4,550 円

④ ①, ③の合計が4月の補助額です。

$$6,750 \text{ 円} + 4,550 \text{ 円} = 11,300 \text{ 円}$$

入園料・特定負担額への補助金の計算方法

計算例 1 新入園児の場合

在園期間：6月1日～3月31日（10か月間）

施設型給付園の新入園児、入園料 100,000 円、特定負担額 3,000 円を支払った場合の補助金

① 入園料に対して、60,000 円を上限に「入園料補助金」がでます。

入園料 100,000 円 > 入園料補助上限 60,000 円のため、入園料補助金 60,000 円

※以前に中野区の私立幼稚園入園料補助を受け取っている方は、入園料補助金の対象外のため、

①の入園料補助金は 0 円で計算してください。

② 入園料の残額（入園料から入園料補助金を引いた額）を在園月数で割った額 + 毎月の特定負担額に対して、月額 6,200 円を上限に「特定負担額補助金」がでます。

入園料残額 40,000 円 / 在園月数 10 か月 + 毎月の特定負担額 3,000 円 = 7,000 円

7,000 円 > 特定負担額補助金 6,200 円のため、

特定負担額補助金 6,200 円/月

計算例 2 進級児の場合

在園期間：6月1日～3月31日（10か月間）

施設型給付園の進級児、特定負担額 8,000 円を支払った場合の補助金

① 特定負担額に対して月額 6,200 円を上限に「特定負担額補助金」が出ます。

特定負担額 8,000 円 > 特定負担額補助上限額 6,200 円のため、

特定負担額補助金 6,200 円

副食費補助金の計算

計算例 新入園児・進級園児

4月に給食を利用し、利用料が 8,000 円、うち副食費が 5,000 円だった場合。（ひと月ごとに計算します。）

① 副食費に対して、4,900 円を上限に「副食費補助金」がでます。

副食費 5,000 円 > 副食費補助上限 4,900 円のため

4月の副食費補助金 4,900 円/月